

## 職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向けより一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職 3月	教育委員会事務局 地域教育支援部 会計年度任用職員 (53歳)	令和6年11月29日(金)午後4時頃、堺市南区の商業施設内にある衣料品店にて、置き忘れられていた他人の鞆(現金20,000円を含む)を窃取したものの。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

※被処分者は、処分日付けで依願退職した。

### 2 処分日

令和7年3月14日

問い合わせ先	担当課：教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：072-228-7435 ファックス：072-228-7890
--------	---------------------------------------------------------------